

イーブン

山中市政も六年目となった。厳しい財政状況の下、将来を見据えた「次世代への施策の充実」を最重要課題として取り上げており、会派として大変評価する。しかし、社会保障

の分野では、世代間での負担不公平の解消のためとして、国による制度改革も行なわれており、市民の間で将来への不安が高まっている。今後、不安解消のため、これまで以上に市の説明責任を果たしてほしい。また、今後もより一層、簡素で効率的な行政運営を進め、行政のスリム化と財政の早期健全化を強く求める。

公明党

平成十四年には千億円を超えていた市債発行残高が、平成二十年度末には八百億円台を切るまでに至った。本市の着々とした財政再建への取り組みが成果として表れている。

新年度の施政方針では、将来に向け希望の持てる施策が具体的な形となった。高齢者のバス運賃助成制度の復活、小中学校の普通教室等への空調設備の設置、妊産婦健診助成制度の拡充などが盛り込まれていることを評価する。歳入面で心配なのは高浜町十番の販売である。土地売却に向け、全力で取り組んでほしい。

新社会党

市長二期目の予算は、「行政改革推進」、「快適で住み良いまちの創造」、「次世代の環境整備」を柱としている。しかし、現下の厳しい市民生活を支える制度の創設や予算配分

が成されておらず、福祉施策も後退している。市長の「守るべきところは守り、変えてゆくべきところは変えていく」には、基準が示されておらず、予算から意図を推測すると「逆立ち」していると感じる。次世代の環境整備と云うが、市の優れていた奨学金制度は後退している。教育予算を積極的に増額すべきだ。

施政方針に対して 会派からひびく

創政クラブ

財政再建に一定の成果が出ており、また、さらなる行政効率の向上に向け、引き続き行政改革に取り組む姿勢を評価する。また、長年懸案であった福祉センターの建設や学校園への空調設備設置などの諸課題を前進させ、従来からの重点施策である「安全」と「環境」に加え、福祉や教育の分野にも明るい兆しを感じられる。

さらに、芦屋の魅力を高めた個性と活気に満ちた「世界一のまち」実現の意欲も盛り込まれており、地方分権時代に向け、より一層の芦屋らしさの再構築に期待する。

日本共産党

「守るべきものは守りつつ、変えていくべきところは変えていく」と市長は言うが、「行革」だと言って、福祉金や奨学金、敬老祝金などを削減し、守ろうとしているものは何なのか。山手幹線芦屋川トンネルには、七億円もの追加工費がぼんと出され、開発優先が守られ、膨れ上がった借金のツケが市民に回っている。相次ぐ負担増が進む中、市民のくらしこそ守るべきだ。福祉センターは、土地売却を急がず、内容も含め市民的コンセンサスの形成に時間と努力をかけ、よりよいセンターを。

かけ、よりよいセンターを。

付議事件の審議結果

議案番号	件名	結果
1	固定資産評価審査委員会委員の選任	同意(2/25)
2	市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正	可決(3/5)
3	市職員の退職手当に関する条例の一部改正	可決(3/5)
4	芦屋市営住宅の設置管理に関する条例の一部改正	可決(3/5)
5	南芦屋浜地区の企業立地促進に関する条例の一部改正	可決(3/5)
6	19年度一般会計補正予算(第5号)	可決(3/5)
7	19年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決(3/5)
8	19年度宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)	可決(3/5)
9	19年度病院事業会計補正予算(第1号)	可決(3/5)
10	訴えの提起について	可決(3/5)
11	市附属機関の設置に関する条例の一部改正	可決(3/25)
12	市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	可決(3/25)
13	市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正	可決(3/25)
14	市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	可決(3/25)
15	特別会計条例の一部改正	可決(3/25)
16	国民健康保険事業特別会計基金条例の一部改正	可決(3/25)
17	市青少年野外活動センターの設置管理条例の廃止	可決(3/25)
18	市保健センターの設置管理条例の一部改正	可決(3/25)
19	市休日応急診療所、福祉医療費助成条例の一部改正	可決(3/25)
20	介護保険条例の一部改正	可決(3/25)
21	国民健康保険条例の一部改正	可決(3/25)
22	国民健康保険条例の特例に関する条例の廃止	可決(3/25)
23	後期高齢者医療に関する条例の制定	可決(3/25)
24	敬老祝金条例の一部改正	可決(3/25)
25	地区計画の区域内の建築物制限に関する条例の一部改正	可決(3/25)
26	20年度一般会計予算	可決(3/25)
27	20年度国民健康保険事業特別会計予算	可決(3/25)
28	20年度下水道事業特別会計予算	可決(3/25)
29	20年度公共用地取得費特別会計予算	可決(3/25)
30	20年度都市再開発事業特別会計予算	可決(3/25)
31	20年度老人保健医療事業特別会計予算	可決(3/25)
32	20年度駐車場事業特別会計予算	可決(3/25)
33	20年度介護保険事業特別会計予算	可決(3/25)
34	20年度宅地造成事業特別会計予算	可決(3/25)
35	20年度後期高齢者医療事業特別会計予算	可決(3/25)
36	20年度打出芦屋財産区共有財産会計予算	可決(3/25)
37	20年度三条津知財産区共有財産会計予算	可決(3/25)
38	20年度病院事業会計予算	可決(3/25)
39	20年度水道事業会計予算	可決(3/25)
40	財産の処分について	可決(3/25)
41	市職員定数条例の一部改正	可決(3/25)

人事案件

今定例会で同意した人事案件は次のとおりです。(敬称略)
固定資産評価審査委員会委員(任期・三年)
▽難波 里美(なには さとみ) 大阪市東住吉区在住。

請願書・陳情書を提出するには

市民の皆さんがお困りになっていることや意見・要望を市政に反映させる方法として、請願書や陳情書を市議会に提出する制度があります。請願書や陳情書はいつでも提出することができますが、提出日によって審査が次の定例会になることがあります。詳しくは、芦屋市議会のホームページもご覧ください。請願書・陳情書の書き方 右記の例を参考に、A4サイズの用紙に横書きで、次の事項を日本語で簡明に記入してください。あて先は、「芦屋市議会議長 あて」と記載してください。(議長名が不明な場合は、市議会事務局にお問い合わせください。)

- ①件名、趣旨(理由および項目)および提出年月日。
- ②請願者(陳情者)の住所、氏名、押印。請願者が2人以上の場合は代表者を決めてください。
- ③請願紹介議員の署名、または、記名押印(陳情書の場合は不要)。書類上、請願書と陳情書の違いは、請願紹介議員の有無だけです。請願書・陳情書の提出方法 市役所南館3階市議会事務局へ執務時間中にご持参ください。その際、請願書の場合、審査を行う委員会で請願趣旨を説明する、口頭陳述の申し出ができます。

についての請願書

理由.....

項目①.....

②.....

年月日.....

芦屋市議会議長.....

.....あて

請願者 住所.....

氏名.....印

請願紹介議員.....印

請願書・陳情書の審査 請願書は、本会議の議題となり、委員会審査の後、再び、本会議で、①採択、②不採択、③一部採択の結論を出します。なお、継続審査になる場合もあります。陳情書は、議長が委員会に送付し、委員会で審査を行います。委員会では、①採択、②不採択、③結論を得ず、④審査不要のうちから1つの結論を出します。請願書・陳情書の違い 請願書は、本市議会の議員が請願紹介議員になる必要があります。請願は、本会議の議題になり、審査を行う委員会では、請願者は口頭陳述をすることができます。請願は本会議で結論を出します。陳情書には、請願紹介議員が不要で、口頭陳述制度はありません。陳情は委員会